

船橋市国民保護計画の変更について（主な変更項目）

1. 新たなシステムの活用に関するもの

①全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

・弾道ミサイル発射情報等の緊急情報が、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」により、瞬時に国から送信され、防災行政無線等で迅速に住民等へ警報を伝達する旨を追記しました。

・国民保護に関する緊急情報を、国と地方公共団体間で通信するための「緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）」を活用する旨を追記しました。

該当頁	変更後	変更前
<p>P28 第2編 第1章 第1 4 情報収集・提供等の体制整備 （2）警報の伝達等に必要な準備</p>	<p>① （略）</p> <p>② 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るものとする。</p> <p>③ <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備</u> <u>市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。</u></p>	<p>① （略）</p> <p>② 防災行政無線の整備 市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の伝達等に必要となる防災行政無線のデジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図るものとする。 また、市は、今後国が緊急時の警報伝達等のために整備する「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」を踏まえて、必要なシステム及び機器の整備を図るよう努めるものとする。</p> <p>③ 新たに記載。</p>
<p>P71 第2編 第2章 第4 1 警報の伝達等</p>	<p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>警報の内容の伝達方法</u> <u>警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。</u></p> <p>① 防災行政無線等の活用（略）</p>	<p>（1）（略）</p> <p>（2）警報の伝達方法 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>① 防災行政無線等の活用（略）</p> <p>※【全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応】 弾道ミサイル攻撃のように対処に時間的余裕が</p>

	<p>※ <u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</u></p>	<p>ない事態については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）が整備され、瞬時に国から警報の内容が送信されることとなった場合には、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に住民へ警報を伝達することとする。</p>
--	---	---

②安否情報システム

市が避難施設等で収集した避難住民等の安否情報を、市は県へ、県は国へ報告し、国と地方公共団体間で共有するために「安否情報システム」を活用する旨を追記しました。

該当頁	変更後	変更前
<p>P28 第2編 第1章 第1 4 情報収集・提供等の体制整備 (3) 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p>	<p>① 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、<u>原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて<u>県に報告する。</u></u></p>	<p>① 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難住民及び武力攻撃により死亡し、又は負傷した住民の安否情報に関して、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書により、<u>県へ報告する。</u> なお、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び第2号を用いて行う。ただし、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によることができる。</p>
<p>P86 第2編 第2章 第6 2 県に対する報告</p>	<p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報システムを使用する。</u>システムが使用できない場合は、<u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。</u>ただし、事態が急迫してこれらの方</p>	<p>市は、県への報告に当たっては、原則として、<u>安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。</u>ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、<u>口頭や電話などでの報告を行</u></p>

	法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。	う。
--	--------------------------------	----

2. 関係機関との連携に関するもの

①武力攻撃事態等合同対策協議会

市対策本部長等が国の現地対策本部や関係地方公共団体の国民保護対策本部等と情報交換や相互協力を行うため、武力攻撃事態等合同対策協議会に参加する旨を追記しました。

該当頁	変更後	変更前
P66 第2編 第2章 第3 1 国・県の対策本部との連携	(2) 国・県の現地対策本部との連携 (略) また、 <u>国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力を努める。</u>	(2) 国・県の現地対策本部との連携 (略) 新たに記載。

②大規模集客施設等における避難

大規模集客施設等に滞在する者等の避難を円滑に実施できるよう、市は、大規模集客施設等の施設管理者等と連携して対策をとる旨を追記しました。

該当頁	変更後	変更前
P80 第2編 第2章 第4 2 避難住民の誘導等 (3) 避難住民の誘導	①～⑬ (略) ⑭ <u>大規模集客施設等における避難</u> <u>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。</u>	①～⑬ (略) ⑭ 新たに記載。

3. 弾道ミサイル落下時の行動の周知に関するもの

弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知する旨を追記しました。

該当頁	変更後	変更前
P81 第2編 第2章 第4 2 避難住民の	(4) 避難に当たって配慮する事項 <u>弾道ミサイルの場合</u>	(4) 避難に当たって配慮する事項 <u>弾道ミサイルの場合</u>

誘導等	<p>(略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、市は、<u>弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、国内のどこでも着弾の可能性があり得るものとして、市としても対応を考えておく必要がある。</u></p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>このため、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、国内のどこでも着弾の可能性があり得るものとして、市としても対応を考えておく必要がある。</p> <p>また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。</p>
-----	---	---

4. 地域防災計画等の修正に関するもの

- ①平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の配慮を要する人を「災害時要援護者」から「要配慮者」・「避難行動要支援者」へ変更しました。

該当頁	変更後	変更前
P33 第2編 第1章 第2 1 避難に関する基礎的事項	<p>(3) 高齢者、障害者等の<u>避難行動要支援者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、<u>避難行動要支援者の避難対策</u>を講じるものとする。</p>	<p>(3) 高齢者、障害者等<u>災害時要援護者</u>への配慮</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応と同様の避難対策を講じるものとする。</p> <p>新たに記載。</p>

	<p><u>※【避難行動要支援者名簿について】</u></p> <p><u>武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。</u></p> <p><u>避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。</u></p> <p><u>また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。</u></p>	
<p>P42 第2編 第1章 武力攻撃事態及び予測事態への対処</p>	<p>第5 <u>要配慮者等の支援体制の整備</u></p> <p>(略)</p> <p>1 <u>要配慮者に関する配慮</u></p> <p>市及び県は、<u>要配慮者</u>について、次のとおり配慮するものとする。</p> <p>① <u>要配慮者の安否確認及び</u></p>	<p>第5 <u>災害時要援護者の支援体制の整備</u></p> <p>(略)</p> <p>1 <u>災害時要援護者に関する配慮</u></p> <p>市及び県は、<u>災害時要援護者</u>について、次のとおり配慮するものとする。</p>

	必要な支援の内容の把握 ② (略) ③ <u>要配慮者</u> の実情に応じた情報の提供 ④～⑦ (略) ⑧ <u>要配慮者</u> について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施	① <u>災害時要援護者の安否確認</u> 及び必要な支援の内容の把握 ② (略) ③ <u>災害時要援護者</u> の実情に応じた情報の提供 ④～⑦ (略) ⑧ <u>要援護者</u> について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施
P71 第2編 第2章 第4 1 警報の伝達等 (2) 警報の内容の伝達方法	①・② (略) ③ <u>要配慮者等への配慮</u> 警報の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に配慮するものとし、具体的には、 <u>要配慮者</u> について、 <u>危機管理課・健康福祉局</u> との連携の下で、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。	①・② (略) ③ <u>災害時要援護者等への配慮</u> 警報の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に配慮するものとし、具体的には、 <u>災害時要援護者</u> について、 <u>防災・福祉部局</u> との連携の下で、迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

②市災害対策本部の構成及び事務分掌の修正に伴い、市国民保護対策本部の構成及び事務分掌を変更しました。

該当頁	変更後	変更前
P53～61 第2編 第2章 第2 1 市国民保護対策本部の設置 (3) 市対策本部の組織構成及び機能	<ul style="list-style-type: none"> ・第1収容班 【戸籍住民課、自治振興課、国民年金課等】 (避難誘導、避難所の開設に関すること等) ・ボランティア班 【市民協働課、市民安全推進課】 (ボランティアに関すること等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1誘導班 【戸籍住民課、各出張所、船橋駅前総合窓口センター】 (避難誘導、避難施設の運営に関すること等) ・第2誘導班 【自治振興課、国民年金課、市民防犯課】 (避難誘導、避難施設の運営に関すること等)
	<ul style="list-style-type: none"> ・第1生活再建班 【地域福祉課】 (日本赤十字との調整、義援金の受入に関すること等) ・第4収容班 【生活支援課】 (避難誘導、避難所の開設に関すること等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1支援班 【地域福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、包括支援課、障害福祉課、生活支援課等】 (高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の支援、義援金の受入、日本赤十字との連絡に関すること等)

	<ul style="list-style-type: none"> ・第2 要配慮者支援班 【介護保険課、高齢者福祉課、包括支援課等】 (要配慮者の支援に関すること等) ・第4 要配慮者支援班 【障害福祉課、指導監査課等】 (要配慮者の支援に関すること等) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・第3 供給班 【子ども政策課、児童家庭課、家庭福祉課、保育認定課、公立保育園管理課、地域子育て支援課、療育支援課等】 (児童、生徒の安全確保、物資の搬送に関すること等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2 支援班 【児童家庭課、児童育成課、保育課】 (高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の支援に関すること等)

5. 組織改正に伴う変更及び資料編の変更に関するもの

①組織改正に伴い、組織名称を変更しました。(P18 他)

- ・企画部と財政部の統合に伴い、企画財政部に変更
- ・福祉サービス部が所管している一部業務を健康部に移管したことに伴い、健康部を健康・高齢部に変更 等

②船橋市国民保護計画資料編について、船橋市地域防災計画資料編や千葉県国民保護計画資料編等の記載と重複する部分を削除、またデータを新しいものに更新しました。(資料編)

【変更箇所一覧】

項目	該当頁
平和安全法制整備法の成立による変更	1
石油コンビナート等特別防災区域の指定解除による変更	3,13,109,117
「災害時要援護者」から「要配慮者」、「避難行動要支援者」への名称変更等	3,33,34,42,71,74,75,76,78
地域防災計画の活用による変更	3,21,61
データの更新による変更	10,11,12,13
図の変更	15,41,45,48,63,85
関係機関の名称変更等	17,25,116
組織改正による変更	18,19,21,22,44,45,46,47,48,71,110
職員参集基準・配備検討会議の設置手順の変更	21,46
市国民保護対策本部長等の代替職員の順位の変更	22
MCA 無線・消防救急デジタル無線の活用による変更	22,26,51,65
非常通信協議会との連携について追記	26
全国瞬時情警報システム（J-ALERT）の活用による変更	28,71
安否情報システムの活用による変更	28, 86
安否情報省令の様式（図）の削除	30,86
地下への避難訓練等の実施について追記	31
県への避難施設の収容人数等に関する情報提供について追記	35
生活関連等施設の所管省庁の変更等	36
市対策本部の設置場所、代替施設の変更	51,114
職員安否・参集確認メールの活用による変更	51
市警戒本部、対策本部の組織構成等の変更	49,51,53,54,55,56,57,58,59,60,61
武力攻撃事態等合同対策協議会への出席について追記	66
緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の活用による変更	71
大規模集客施設等の施設管理者等との連携について追記	80
弾道ミサイル落下時の行動の周知について追記	81
救援の事務が厚生労働省から内閣府に移管されたことによる変更	84
「緊急消防援助隊の応援等の要請に関する要綱」の改正による変更	93
「震災廃棄物対策指針」から「災害廃棄物対策指針」へ名称変更	101
消防局長が交付する特殊標章等の対象者について追記	104
県が作成する対処マニュアル等を把握し、情報の共有化に努めるよう記述を変更	109
語句や記述等の軽微な変更	3,5,14,15,18,26,27,28,36,38,42,45,54,62,67,70,71,77,79,80,81,89,93,96,100,113,116,120